

平成28年度 取手市情報公開条例の運用状況一覧

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
1	平成28年4月8日	教育委員会	図書館	1. 図書館法第2条が、現状の取手市立図書館の「講座」の内容を正当化する根拠となるか？条文のどの箇所がその解釈を許容するのか？その法令上の根拠（令および判例などを含む）を示せ（その文書のすべて） 2. 上記1の「講座」の見学を市立図書館が認めない根拠として、館長は消防法をあげた。同法のどの部分がそれに該当するのか？条例、条文および具体的箇所を示せ（その文書のすべて） 3. 「講座」の「見学」を認めないことは、どの法令、規程等に基づくのか客観的な根拠を示せ（その文書のすべて）	不開示 (文書不存在)
3	平成28年4月14日	市長	健康づくり推進課	①平成27年に公募された「取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパーク」の現指定管理者が、応募時に取手市に提出した提案審査書類（様式2～様式6） 現指定管理者：とりで健幸づくりパートナーズ ②上記①の審査時の、各申請者の審査項目毎の審査得点がかかる書類	部分開示 (法令秘情報) (事業活動情報)
4	平成28年4月19日	市長	健康づくり推進課	取手ウェルネスプラザに係る現指定管理者の事業提案書（様式2号～6号）	不開示 (法令秘情報)
5	平成28年4月19日	教育委員会	スポーツ生涯学習課	平成27年に公募された「取手市立取手グリーンスポーツセンター」の現指定管理者が応募時に取手市に提出した提案審査書類 様式第2号（事業計画書）	部分開示 (個人情報) (事業活動情報)
6	平成28年4月19日	選挙管理委員会	総務課	平成28年1月執行の取手市議会議員選挙に関し、公費負担を申請したポスター代の「枚数確認書」全員分	部分開示 (個人情報)
7	平成28年4月20日	市長	広報広聴課	公職にある者から受けた提言、要望等に対する事務取扱要領第4条報告書及び決裁書、第6条回答書に該当する文書	部分開示 (個人情報)
8	平成28年5月9日	教育委員会	公民館	1. 最近3年間の、公民館の利用者（含団体）の、使用目的（含内容）別の利用回数、利用者を示す文書 2. 公民館の運営は、社会教育法に従う義務を負う。最近3年間、取手市は同法に従い、どのような内容で「社会教育」を行ってきたか、それを具体的に示す文書のすべて	全部開示
9	平成28年5月16日	教育委員会	スポーツ生涯学習課	1. 5月15日の、●●●●氏への講演依頼に関する依頼書、契約書の類の文書のすべて 2. 上記以外の取手市の同氏に対する希望、条件等を記した文書のすべて	部分開示 (個人情報) (事業活動情報)
9	平成28年5月16日	教育委員会	図書館	1. 5月15日の、●●●●氏への講演依頼に関する依頼書、契約書の類の文書のすべて 2. 上記以外の取手市の同氏に対する希望、条件等を記した文書のすべて	部分開示 (個人情報)
10	平成28年5月24日	市長	国保年金課	平成28年度 国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託及び柔道整復師支給申請書点検業務委託における ①入札説明書 ②入札・見積合わせ参加業者及び各業者の応札金額 ③仕様書 ④契約書及び契約金額	部分開示 (事業活動情報) (文書不存在)
11	平成28年6月6日	市長	課税課	最近3年間の、下記の年齢帯別、年度別の市民税課税額を表にしてまとめたもの。（平均額、取手市） 1. 年齢帯別（20歳未満、20～30歳、31歳～40歳のように20歳以上は10歳ごとに80歳まで一覧表にしたもの。） 2. 上記1を年度別に3年分まとめたもの。	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
12	平成28年6月15日	市長	健康づくり推進課	・取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理に関する基本協定書 ・取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理に関する平成28年度協定書	部分開示 (事業活動情報)
13	平成28年6月17日	市長	健康づくり推進課	ウェルネスプラザ指定管理公募要項 同指定に関する発議から起案、決裁に至るまでの文書 (会議録-指定までの経過を記録する文書)	部分開示 (事業活動情報)
14	平成28年6月23日	議会	議会事務局	平成28年5月23日提出、所得等報告書●●●●分全部	全部開示
15	平成28年6月23日	市長	健康づくり推進課	「取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパーク」指定管理者とりで健幸(けんこう)づくりパートナーズの応募時の事業計画書及び収支計画書等公開可能な一式	不開示 (法令秘情報)
16	平成28年7月7日	市長	広報広聴課	・「政策情報紙」「薬」No.26の業者の落札価格(ただし、1年分の契約落札額であれば、今年度1年分の落札価格でも可。) ・上記「薬」No.26号(1年分しかないのであれば同上)に関する契約に関する文書のすべて	部分開示 (事業活動情報)
17	平成28年7月8日	市長	政策推進課	政策情報紙「薬」No.26, P.6. 3段目「戦略策定時に」～「としています」まで9行分の「アンケート」の内容とその結果を示す文書のすべて	全部開示
18	平成28年7月12日	市長	魅力とりで発信課	政策情報紙「薬」No.26, P.1の写真について、 1. 左下写真に「職員」とあるから、被写体の人物のほぼ全員は地方公務員と考えられる。この集まりに参加した全ての人物の所属と氏名。 2. 上記1にかかる集まりの会話・意見を記録したすべての文書	部分開示 (事務事業執行情報)
19	平成28年7月19日	教育委員会	指導課	取手市立小学校・中学校児童・生徒のうち、本日現在病気以外の理由により、登校できないでいる人数の各学校が報告している文書全部	部分開示 (個人情報)
20	平成28年7月19日	市長	広報広聴課	政策情報紙「薬」No.26の企画、編集にかかわったすべての職員の所属、氏名	全部開示
21	平成28年7月25日	市長	高齢福祉課	平成28年3月期、社会福祉法人●●●● 社会福祉法人現況報告書 資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動計算書、事業活動の内訳表、貸借対照表	全部開示
22	平成28年7月25日	議会	議会事務局	取手市議会発行のパンフレット(平成27年6月付)「請願・陳情の手引き」の3「陳情の取り扱いについて」について 1. 標記3「陳情の取り扱いについて」 ゴシック体の文章「なお、以下に掲げる陳情は審査の対象とせず、議場内配布または議長受付の扱いを基本としております」とある措置の法的根拠(憲法、法律、条例、行政実例、国からの通知、通達、判例等すべてを含む)を示す文書 2. 前記決定およびパンフレット発行にかかわったすべての公務員の職名、氏名のすべて、およびそのうち市職員の、該当する者の職名、氏名を示す文書のすべて 3. 前記1のうち最下段「その他議会の審議になじまないもの」の具体的内容を示した文書のすべて 4. 標記3の記事により、これまで議会で審議されなかった事例のすべてを示す文書(過去3カ年分)	部分開示 (個人情報) (事業活動情報) (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
23	平成28年7月29日	市長	魅力とりで発信課	「2/25職員ワークショップの参加者アンケート」の内容について ①設問1の5人目「取手の未だ知られていない魅力の数の多さ」の内容を具体的に示す文書 ②同設問1の7人目「自分の知らなかった市の良さ」の内容を具体的に示す文書 ③同設問2の6人目「担い手となる市民の発掘に2か月かけて会いに行ってきた」事実を（どこのどんな人を対象にしたか、その調査の結果の内容等）を具体的に示す文書	不開示 (文書不存在)
24	平成28年8月1日	市長	政策推進課	1. 「薬」No.26上段では「市民アンケートの結果がまとまり、28年3月に公表されました」とあるが、同紙No.25(3月)では結果の公表がなされていない。いつ、どこで結果を公表したかを示せ。 2. 実際の「市民アンケート結果報告書(平成27年10月とる)では、有効回収率では35.5%とあり前記「薬」No.26P2上段では65.5%とある。数字が大幅に異なるが、どちらが事実か?無論「市民アンケート」のみの数字である。 3. 前記アンケート用紙の内容と前記紙上段のまとめの記事とは、内容が違いすぎる。たとえば、「薬」の同頁上段の「市のどういうところに魅力を感じるか」という設問は、アンケート用紙のどのページにあるのか?	全部開示
28	平成28年8月9日	市長	政策推進課	平成27年度の「市民アンケート」について 標記アンケートのうち、「自由意見」について、1~6, 16, 2~1, 3~2, 12, 13, 28, 4~68, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 103, 158, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 5~10, 11, 17, 18, 19, 20, 21, 30, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 6~15, 7~1, 3, 4, 13, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 36, 8~17, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 38, 51, 101 などについては当然テーマや視点が異なるが、自治体に対する具体的な要望、批判であり、とりわけ8~17, 21, 22, 28, 29, 30などは、アンケート自体に対する不信、強い批判を含むものがある。また当然、「自由意見」の欄は通常、自ら意見を持つ人のみを書く。その意見が誤っていないならば、自治体は極力、市政に反映されなければならない。ついては、上記のすべて(1~8のすべて)について、担当課(政策推進課)は、各番号の内容ごとにどれを、いつ、各担当課に連絡し、善処を要望したか、その連絡の年月日、連絡した各担当課名を証する文書の公開を求める。	全部開示
29	平成28年8月8日	市長	建築指導課	平成19年6月~8月の間になされた、茨城県取手市●●●●●●●●●●, 同●●●●●の土地の開発許可申請に係る申請書及び添付書類一式(平面図, 現況図, 計画図, 構造図等)	部分開示 (個人情報) (事業活動情報)
30	平成28年8月15日	市長	健康づくり推進課	1. 「ウェルネスプラザ」の直近(集計がでている月までの)の収支決算書(利用件数などを含む) 2. 指定管理名と、相手先との契約書, 協定書の類のすべて	部分開示 (事業活動情報)
31	平成28年8月18日	市長	市民課	取手市 住居表示台帳の付定一覧 2015年7月~2016年8月の期間で新たに住居表示番号が付定された住所の一覧	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
32	平成28年8月16日	教育委員会	図書館	<p>8月15日付「市政への提言」への「回答」について</p> <p>1. 「流り廃りの激しい・・・」</p> <p>ア) 「蔵書のバランスを考慮しながら収集しています」という。しかし、現在、バランスがとれていない事実が明白であるからそれを指摘し、過日の情報公開でも、職員はその事実を認めた。この回答の繰り返しは、現在、バランスがとれている、という趣旨に必ずなる。なぜバランスがとれているといえるのか、具体的データをもって論証せよ。</p> <p>イ) 「流行による～お断りしています」～リサイクル図書を見ただけでも一目瞭然。「考慮している」「偏りが無い」事実を示す分野別蔵書リストなど、該当する文書のすべて</p> <p>2. 回答の日本語自体の意味が不明瞭。「回答」のすべてが「講座」とは考えられぬ。それぞれ分野、対象、利用者別に、図書館法の定めにおける読書会、研究、鑑賞会などに該当する根拠を「回答」に挙げられた例をひとつずつ、内容を含めて論証せよ。</p> <p>ア) 「施設の提供」の意味を正確に示せ。</p> <p>イ) 「回答」に示された「新刊コーナー」その他の内容を、具体的図書名をすべて挙げ、「時事に関する情報」となっている例をすべて挙げ、別個に論証せよ。</p> <p>3. 「取手市立図書館長、司書、その他図書館職員」の肝心な主語を、ゴシック体の箇所は省いている。請求者は過去3年以上、職員が熟知している当然の地方自治法、同公務員法をはじめ、各専門分野において指摘しており、反論はまったくなかった。「回答」の約2行は、地方公務員法による公務員として当然きまる責務であり、回答として成立しない。その他、各専門分野及び読書量、読解力において、図書館長、司書その他職員が無知、無学、無教養である例を繰り返し指摘しており、反論はまったくなかった。「回答」の約2行は前記の公務員法による、公務員としての当然の責務であり、「教養を備えている」回答となっていない。研修が教養の根拠となると、いかなる根拠で考えるか、職員全員について、地公法、図書館法以外の学術芸術の実力を備えている根拠を、職員全員について、国家試験における資格等、学位等の例において示せ。</p> <p>4. 「雨月物語」の内容の出鱈目さについては既に指摘済みであり、ア) 図書館法に定める学術研究の業務と遠く隔たっている事実は明白である。現在の「講座」と称する館長のいう「趣味」の集まりがどこで図書館法の学術研究（江戸文学を読み解くことが学術研究でないはずがない）となりうる根拠を示せ。</p> <p>イ) また、その内容への批判にまったく触れず、「大変好評」であるという、「好評」の根拠と図書館法の趣旨において参加者の意見等のデータによって示せ。（この点は2点の回答が必要）</p> <p>ウ) 「申込み」とは見学者のことか？見学者キャンセル待ちとは理解を絶する。●●●●氏のいう消防法において法的に論証せよ。</p> <p>5. 「10月からの予定」のどこがどう不明なのか？正確に示せ。当方は決して、了解も、支援協力も行わない。</p>	部分開示 (文書不存在)
33	平成28年8月22日	市長	広報広聴課	政治倫理審査会が政治倫理条例に基づき公開により市長等及び市議会議員が提出した報告書の審査をした結果の意見書中、特に7名9項目についての関連文書と会議録及び意見書更に公開を担保する文書	全部開示
34	平成28年8月18日	市長	市民課	平成28年1月1日から28年6月30日までに付定のあった取手市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居表示符定簿（所在地番・住居表示・符定年月日の記載ある一覧表）と該当の住居表示台帳（住居番号付定通知書は不要です）	全部開示
35	平成28年8月24日	市長	管理課	取手市を契約者とする平成28年度損害保険証券	部分開示 (事業活動情報)
35	平成28年8月24日	市長	排水対策課	取手市を契約者とする平成28年度損害保険証券	部分開示 (事業活動情報)
35	平成28年8月24日	教育委員会	学務給食課	取手市を契約者とする平成28年度損害保険証券	部分開示 (事業活動情報)
36	平成28年9月1日	市長	政策推進課	平成27年度の「市民アンケート」のうち「自由意見」のうち、1～6、16、2～1、3～2、12、13、28、4～68、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、103、158、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、5～10、11、17、18、19、20、21、30、32、33、34、35、36、37、38、39、40、6～15、7～1、3、4、13、19、20、21、22、23、24、25、26、27、36、8～17、20、21、22、28、29、30、38、51、101のすべてについて、政策推進課がどの意見をいつ、どの部署に伝えたか確認できるものの記録の極力正確なもの。（必ず、上記の一つずつ）	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
37	平成28年9月8日	市長	広報広聴課	広報広聴課へ 「薬」紙No.26 2ページ目を執筆した職員名がわかる文書のすべて	全部開示
38	平成28年9月8日	教育委員会	図書館	以下の法的根拠を明示せよ（法令条文その他を含む） 1. 図書館法の立法趣旨が、大きく表現して「教養」であり、その中心が学問、芸術であることがなぜ間違っているか。 2. 図書館法に定める上記の趣旨において、現在の「雨月物語を読み解く」の運営、内容が誤っていない根拠 3. 講座を「見学」することが定員外であろうとなかろうとなぜ間違っている根拠、受け入れてはならない根拠を消防法条文の規定において明示せよ。 4. 請求人は、近日中に上記の図書館法の規定における「講座」の趣旨通りの講座を講師として行なう用意がある。同意であれば、問題はないが、不同意の場合はその法的根拠を法令名等において示せ。	不開示 (文書不存在)
39	平成28年9月29日	市長	建築指導課	建築計画概要書 ●●年●●月●●日●●第●●号 添付してある図面	部分開示 (個人情報)
40	平成28年9月30日	市長	人事課	平成28年8月10日付「処分要望書」「回答」の作成を行ったすべての職員の所属、氏名を示せ。なお当該情報の公開にあたっては、当該職員の立ち会いがあるとすれば、本日付で提出した「市長への手紙」に関する回答を公開当日、全員に求める。	部分開示 (個人情報)
41	平成28年10月4日	教育委員会	図書館	本請求日まで、取手市教育委員会職員の「図書利用カード」を所持する者、および一度でも利用した者の数がわかる文書。	不開示 (文書不存在)
42	平成28年10月13日	市長	建築指導課	平成28年度の建設リサイクル届出台帳（解体工事のみ） 4月1日～10月13日まで	部分開示 (個人情報)
44	平成28年10月24日	選挙管理委員会	総務課	H28年市議選の選挙運動費用収支報告書のうち、●●候補●●候補の印刷費部分の訂正のわかるもの及び添付書類	部分開示 (事業活動情報)
45	平成28年10月25日	議会	議会事務局	8月8日の議員報酬関連のアンケート集計結果	全部開示
46	平成28年10月27日	市長	市民課	住居表示台帳写し ・白山5丁目13, 白山8丁目2, 井野3丁目2	全部開示
47	平成28年10月27日	市長	人事課	平成16年10月26日付、合併協定調印式で交わされた合併協定書の内容のうち、一般職の職員の身分の取扱いについて、取手市と藤代町の一般職の職員の取扱いについて均衡を失しないよう公正に取扱うものとするとの旨があるが、関連する文書全部の内、給与に関するもの	全部開示
48	平成28年10月27日	議会	議会事務局	取議発第118号及び108号を発するにいたった全ての情報	部分開示 (個人情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
49	平成28年10月31日	教育委員会	指導課	1. ●●●●中学校●●●●生徒●●●●に関し、同校生徒に行ったアンケート用紙の原文・解答内容集計した文書及び聞き取り調査した原文又は集計した文書、保護者より教育委員会及び同校に提出された資料及び文書など全部 学校設置者と三者（教育委員会・学校・保護者）による情報の共有はどのようにしたか、これを証明する文書全部 2. 9月22日に発生した中学校逮捕事件について、議会に説明した資料全部	部分開示 (意思決定過程情報) (文書不存在)
50	平成28年10月31日	議会	議会事務局	陳情第6号採択後、議会における公式会議に記録されている次の文書 1. 議員24名が提出したアンケート 2. 議員活動記入シート原文又は提出されたシート 3. 許可した岩崎議会事務局長補佐が提出した発言取り消し申出書	部分開示 (文書不存在) (事務事業執行情報)
51	平成28年11月7日	議会	議会事務局	①平成28年2月25日付、政務活動費収支報告書、会派●●●●●●が提出した添付文書を含む文書全部及び同会派が提出した平成28年10月4日付修正許可申請書と添付文書 同上文書の修正を認める法的根拠及び事実誤認を認める規定（あれば） ②地方自治法第100条第14項、政務活動費について、取手市議会議長は同条第16条が示す、その用途の透明性の確保をどのように規定しているのか関連文書	部分開示 (個人情報) (事業活動情報) (文書不存在)
52	平成28年11月15日	市長	水とみどりの課	平成27年11月20日付、収納通知書について、次の文書 1. 発行日の判明する文書 2. 領収金額9,000円について、納入の内容に伴う適正金額の補正を証明する文書 3. 公園施設使用料に関する規定	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
53	平成28年11月15日	市長	障害福祉課	●●●●●●法人●●●●●●に関する情報公開請求の内容 1. 請求明細書（介護給付費等）（平成27年4月から平成28年3月まで） 2. 国保連下り就労継続支援提供実績記録表（平成27年4月から平成28年3月まで） 3. 障害福祉サービス費等過誤決定通知書（平成27年4月から平成28年11月まで）	部分開示 (個人情報)
54	平成28年11月24日	市長	安全安心対策課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	全部開示
54	平成28年11月24日	市長	文化芸術課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	高齢福祉課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	障害福祉課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	子育て支援課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	健康づくり推進課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	保健センター	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	全部開示

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
54	平成28年11月24日	市長	管理課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	不開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	水とみどりの課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	不開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	産業振興課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	市長	農政課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	不開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	教育委員会	教育総務課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	教育委員会	学務給食課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	教育委員会	指導課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	教育委員会	スポーツ生涯学習課	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	教育委員会	公民館	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	部分開示 (文書不存在)
54	平成28年11月24日	教育委員会	図書館	地方自治法第244条に定める取手市の「公の施設」のすべてにおいて、屋内、屋外を問わず喫煙を禁止する旨を定めた法的拘束力を持つ条例、規則等、「禁煙」を表示したすべての文書	全部開示
55	平成28年11月29日	市長	広報広聴課	①庁舎内にある記者会室を、各社に提供している根拠となる法令や条例・契約書・覚書など ②記者会が運営しているルールなどがある場合、取手市が掌握している規約・会則など	不開示 (文書不存在)
55	平成28年11月29日	市長	管財課	③記者会室の光熱水費（徴収、上納されている場合、金額のわかるもの）	不開示 (文書不存在)
56	平成28年12月1日	市長	政策推進課	取手市の手数料・使用料の料金を見直しますとするパンフレット作成について、地方公務員法第32条に定める手続きをどのようにしたか、証明する文書及びその経費を証明する文書	部分開示 (個人情報) (事業活動情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
57	平成28年12月8日	市長	市民課	・桜が丘1丁目全体の街区の配置がわかる図面 ・桜が丘1丁目1～8, 10, 12～14街区の住居表示台帳	部分開示 (文書不存在)
60	平成28年12月12日	市長	政策推進課	手数料・使用料改正パンフレットにある, 今までに主な改正を3回実施しているとしているが, 主なもの以外, それぞれ何件あるかその記録文書及び担当課の判明する全文書	全部開示
61	平成28年12月12日	市長	都市計画課	2016年12月24日号「週刊現代」の特集「老いる家傾くマンション, 崩れる街」の「全国民必読」とある記事中, 「茨城県取手市」が一例として挙げられている。本件については, 以前「いかなる施策を講じているか」と請求人自身が市政への提言を行った事実がある。本件につき, 不名誉な報道がなされている事実について, 本件の解決にあたり, 取手市が行ったすべての施策と, それが明らかに効果を挙げている事実を(例を)示すデータを別々に分けて公開せよ。とりわけ後者については厳格に。	部分開示 (文書不存在)
61	平成28年12月12日	市長	安全安心対策課	2016年12月24日号「週刊現代」の特集「老いる家傾くマンション, 崩れる街」の「全国民必読」とある記事中, 「茨城県取手市」が一例として挙げられている。本件については, 以前「いかなる施策を講じているか」と請求人自身が市政への提言を行った事実がある。本件につき, 不名誉な報道がなされている事実について, 本件の解決にあたり, 取手市が行ったすべての施策と, それが明らかに効果を挙げている事実を(例を)示すデータを別々に分けて公開せよ。とりわけ後者については厳格に。	全部開示
62	平成28年12月14日	市長	水とみどりの課	陳情第28号に表記されている緑地運動公園のコート整備・保全のサポートをしているあるがどのような根拠か関連する文書全部及び平成27年中の使用手続きに関する文書全部	部分開示 (個人情報) (事業活動情報)
63	平成28年12月12日	市長	水とみどりの課	平成27年11月20日, ●●●●が公園施設使用料9000円を取手市会計窓口で支払った際の様式第2号納入通知書	不開示 (文書不存在)
64	平成28年12月14日	市長	健康づくり推進課	取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークについて, 平成27年の指定管理者公募の際, 現指定管理者が提出した提案審査書類一式(様式第2号, 3号, 3号-1, 3号-2, 4号, 5号, 5号-1, 5号-2, 5号-3, 5号-4, 6号)	不開示 (法令秘情報)
65	平成28年12月19日	教育委員会	学務給食課	1. 平成28年度の各小学校別心臓検診結果集計表 2. 平成28年度の各中学校別心臓検診結果集計表 3. 平成28年度の小学校心臓有所見者一覧表 4. 平成28年度の中学校心臓有所見者一覧表	部分開示 (個人情報)
66	平成28年12月19日	市長	農政課	取手市における平成27年度中に使用料について, 徴収する権利が時効により失効した権数と金額のわかる文書(農業ふれあい公園, ふれあい農園, 都市公園)	不開示 (文書不存在)
66	平成28年12月19日	市長	水とみどりの課	取手市における平成27年度中に使用料について, 徴収する権利が時効により失効した権数と金額のわかる文書(農業ふれあい公園, ふれあい農園, 都市公園)	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
67	平成28年12月19日	教育委員会	図書館	<p>1. 取手市図書館管理運営規則 第9条(6)「所定の場所以外で飲食又は喫煙してはならない」 →・「所定の場所」とは具体的にどこを指すか ・「所定の場所」以外のすべての場所でも飲食または喫煙してはいけないのか? 上記について、法的拘束力を持つ条例、規則ほかの前記利用者の行為を禁止しうる文書を示せ A. 上記1～7について、「所定の場所」と特定されている場所以外に関する文書開示(利用者等が付近に存在した場合、明らかに「迷惑」を生じうることを客観的に証明できる場合を除く)。また8において、前記に該当しない場合、「火災が発生した場合に人命を危険を生じる」とは、ほぼ想定しがたい。前記8のとおり、いかなる場合を指すか、これを法的に論証しうる法令、判例等を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	高齢福祉課	<p>2. 「取手市かたらいの郷管理規則」 第7条(1)「所定の場所以外での飲食、喫煙してはならない」 →・「所定の場所」とは、具体的にどこを指すか? ・「所定の場所」以外であればどこでも喫煙していけないのか? 以上2点につき、喫煙を禁ずる法的拘束力を持つあらゆる文書のすべて(前記2点に法的に答えることを前提とする) 3. 取手市老人福祉センターあけぼの管理規則 第7条(2)「所定の場所以外で火気を塩用し、又は喫煙をしないこと」について、前記2と同様の法的根拠を示す文書(前記2に関する2点への回答となるもの) 4. 「取手市老人福祉センターさくら荘管理規則」 利用者の順守事項第7条(2) 「所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと」 →・「所定の場所」とは具体的にどこを指すか? ・「所定の場所」以外のすべての場所では喫煙してはいけないのか? 上記2点に答え、それを禁止しうる法的拘束力を持つすべての文書 A. 上記1～7について、「所定の場所」と特定されている場所以外に関する文書開示(利用者等が付近に存在した場合、明らかに「迷惑」を生じうることを客観的に証明できる場合を除く)。また8において、前記に該当しない場合、「火災が発生した場合に人命を危険を生じる」とは、ほぼ想定しがたい。前記8のとおり、いかなる場合を指すか、これを法的に論証しうる法令、判例等を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	保健センター	<p>5. 「取手市立保健センター管理規則」第3条(2)「所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと」について、前記4と同様、利用者の行為を禁止しうる法的根拠を示す文書のすべて(前記4同様) A. 上記1～7について、「所定の場所」と特定されている場所以外に関する文書開示(利用者等が付近に存在した場合、明らかに「迷惑」を生じうることを客観的に証明できる場合を除く)。また8において、前記に該当しない場合、「火災が発生した場合に人命を危険を生じる」とは、ほぼ想定しがたい。前記8のとおり、いかなる場合を指すか、これを法的に論証しうる法令、判例等を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	産業振興課	<p>6. 「取手市立働く婦人の家及び取手市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則」第6条(3)「所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと」について、 ・「所定の場所」とは具体的にどこか? ・「所定の場所」以外ではすべての場所で喫煙が認められないのか? 上記2点につき答え、利用者の当該行為を禁止しうる法的根拠を示す文書</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	文化芸術課	<p>7. 「取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則」第15条(4)「所定の場所以外において飲食し、又は喫煙しないこと」→前記6同様、2点に対する答えと、それを正当化しうる法的拘束力を持つ文書のすべて A. 上記1～7について、「所定の場所」と特定されている場所以外に関する文書開示(利用者等が付近に存在した場合、明らかに「迷惑」を生じうることを客観的に証明できる場合を除く)。また8において、前記に該当しない場合、「火災が発生した場合に人命を危険を生じる」とは、ほぼ想定しがたい。前記8のとおり、いかなる場合を指すか、これを法的に論証しうる法令、判例等を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
67	平成28年12月19日	消防長	消防本部予防課	<p>8. 「取手市火災予防条例」第23条(1)～(3)以外の場所において、(4)の「火災が発生した場合に人命に危険を生じおそれのある場所」とは、たとえば(1)の「舞台又は客席」以外の前記「おそれのある場所」とは、具体的にどの場所を指すか？前記(1)(2)(3)に明らかに該当しない場所および状況での喫煙はいかなる法的拘束力を持つ文書で定められているのか？同条冒頭「次に掲げる場所」および(4)に関し、法的根拠をもちうる内容を示す文書のすべて 以上について該当する文書の公開を求める。</p> <p>A. 上記1～7について、「所定の場所」と特定されている場所以外に関する文書開示(利用者等が付近に存在した場合、明らかに「迷惑」を生じうることを客観的に証明できる場合を除く)。また8において、前記に該当しない場合、「火災が発生した場合に人命を危険を生じうる」とは、ほぼ想定しがたい。前記8のとおり、いかなる場合を指すか、これを法的に論証する法令、判例等を示せ。</p>	部分開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	安全安心対策課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	藤代総合窓口課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	取手支所	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	管財課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	障害福祉課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	子育て支援課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	健康づくり推進課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	管理課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	水とみどりの課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	農政課	<p>B. 前記以外のすべての公の施設のほか市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて</p>	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
67	平成28年12月19日	市長	都市計画課	B. 前記以外のすべての公の施設のほかに市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	教育総務課	B. 前記以外のすべての公の施設のほかに市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	教育委員会	学務給食課	B. 前記以外のすべての公の施設のほかに市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	市長	指導課	B. 前記以外のすべての公の施設のほかに市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	教育委員会	スポーツ生涯学習課	B. 前記以外のすべての公の施設のほかに市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて	不開示 (文書不存在)
67	平成28年12月19日	教育委員会	公民館	B. 前記以外のすべての公の施設のほかに市役所本庁舎、支所等行政にかかる窓口における、喫煙を禁じるに足る法的拘束力を持つ法令、条例、規則等の文書すべて	不開示 (文書不存在)
68	平成28年12月27日	市長	課税課	1. 確定申告、市・県民税の申告にあたり、住民がマイナンバーを記入すべき義務を定めた法令上の根拠を定めた文書を開示せよ。 2. 取手市が総務省および税務署に、前記1の内容について従うべき義務を定めた法令を示す文書を開示せよ。	全部開示
69	平成28年12月27日	市長	人事課	取手市職員の新規採用、再雇用、昇進などにあたり、課せられる筆記試験の問題（過去3年分）のすべて	部分開示 (文書不存在) (事務事業執行情報)
70	平成29年1月16日	市長	水とみどりの課	1. 平成28年12月26日付、取建発第1524号で開示した協定書について、 ①第3条による甲が負担する材料・資材の一覧及び当初費用27年、28年分について ②第4条による先行仮予約の記録及び一般開放の記録 ③利用料金納付記録 ④1月～3月の間、文化事業団への申込状況の記録 ⑤第6条甲から乙へ連絡した記録と作業記録 ⑥平成22年4月1日付協定書 ⑦H. G. I. J. Kテニスコート小区分の判明する文書 2. 前期に類似する手続きが付されている中区分カ所に関する文書及び各テニスコート使用が判明する文書	部分開示 (個人情報) (事業活動情報) (文書不存在)
71	平成29年1月16日	市長	水とみどりの課	平成27年11月20日●●●●が公園施設使用料9000円を取手市会計窓口で支払ってきたと●●●●へ提示した会計法上の様式第2号に相当する文書	全部開示
72	平成29年1月16日	市長	水とみどりの課	昭和62年12月12日条例第36号のいかに規定されていることについて、明確にする文書及び根拠 1. 第2条5項 管理上必要な範囲とその条件 2. 第9条4項 管理上必要があると認めるときとその条件	不開示 (文書不存在)
73	平成29年1月16日	市長	水とみどりの課	平成28年10月11日付取市発第280号下水道処理施設跡地の寄付に関する要望について（回答）の文書に関連する文書全部（要望、回答、決議書、面談記録及び報告書など）	部分開示 (個人情報) (事業活動情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
74	平成29年1月27日	市長	建築指導課	平成2年取建指令第5号, 道路位置指定にかかる打合せ図面(ようへき断面)	全部開示
75	平成29年1月30日	市長	水とみどりの課	平成27年11月16日付取手市都市公園使用許可申請書の期間に「なお, 証明の点検で下記の期間も利用したく存じます。27年11月20日は16時~2時間程度」と申告されているが使用許可書第79号には, その許可期間の記載がされていないが許可しなかったのか。どのような取扱いをしたか。更に使用する場所公園施設には「別紙のとおり」とある, これらを証明する文書	部分開示 (文書不存在)
76	平成29年1月30日	教育委員会	公民館	公民館に外部から専門家の講師を招く場合, 取手市から支出される金額(一人5000円と聞いている)を定めた公文書のすべて。(ウェルネスプラザその他の公民館以外の同様の規定があれば, それらのすべてを含む)	全部開示
77	平成29年1月31日	市長	水とみどりの課	平成29年1月27日付, 取建発第1677号, 決定に関連する文書全部	全部開示
78	平成29年2月3日	市長	水とみどりの課	平成28年7月7日付, 請求金額34,560円の公金決裁行為に関する文書全部(各課で所管するもの)	部分開示 (事業活動情報)
78	平成29年2月3日	市長	会計課	平成28年7月7日付, 請求金額34,560円の公金決裁行為に関する文書全部(各課で所管するもの)	部分開示 (個人情報) (事業活動情報)
79	平成29年2月3日	市長	水とみどりの課	平成27年, 取手収穫感謝祭2015を開催した水と緑と祭りの広場使用料未徴収分について, 平成28年11月29日~平成29年1月31日までの間に適正金額に補正に関する関連文書(収入票その他)	部分開示 (個人情報)
79	平成29年2月3日	市長	会計課	平成27年, 取手収穫感謝祭2015を開催した水と緑と祭りの広場使用料未徴収分について, 平成28年11月29日~平成29年1月31日までの間に適正金額に補正に関する関連文書(収入票その他)	部分開示 (個人情報)
80	平成29年2月3日	市長	市民課	平成28年7月1日から28年12月31日までに付定のあった取手市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居表示符定簿(所在地番・住居表示・符定年月日の記載ある一覧表)と該当の住居表示台帳(住居番号付定通知書は不要です)	全部開示
81	平成29年2月9日	市長	障害福祉課	●●●●法人●●●●(別名●●●●)に関する情報公開請求の内容 1. 点検済み細書等情報(介護給付費・訓練等給付費請求明細書情報)2016年12月分及び2017年1月分 2. 就労継続支援提供実績記録票 2016年12月分及び2017年1月分	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
82	平成29年2月10日	教育委員会	公民館	「取手市立公民館定期利用団体に関する運営要綱」に従って公民館を利用した者の人数およびその利用料金を証する文書	全部開示
83	平成29年2月13日	教育委員会	公民館	1. 「取手市公民館定期利用団体に関する運営要綱」の, とくに第3条の義務規定について, その法的根拠, 法的拘束力を証する文書のすべてを示せ。 2. 前記について, 担当者は法的根拠を一切示さず, この要綱を廃止せず, 今後も当該義務規定を継続する旨明言した。取手市教育委員会は地方自治法第14条②, 社会教育法第5章及び当該条例・規則に従わない法的根拠を示す文書を示せ。	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
84	平成29年2月24日	教育委員会	公民館	現在の公民館に関する要綱には法的拘束力はなく、しかも義務規定は定められない。これを直ちに廃止しないでも法的根拠を示す文書（要綱で義務を課すことは適法でない）	不開示 (文書不存在)
85	平成29年2月24日	市長	障害福祉課	●●●●●法人●●●●●(別名●●●●●)に関する情報公開請求の内容 1. 点検済み細書等情報(介護給付費・訓練等給付費請求明細書情報) 2017年1月分 2. 就労継続支援提供実績記録票 2017年1月分	部分開示 (個人情報)
86	平成29年3月8日	市長	環境対策課	2017年3月6日市議会全員協議会に、配布された資料のすべて ・指定廃棄物保管施設設置工事の進捗状況	全部開示
86	平成29年3月9日	市長	中心市街地整備課	2017年3月7日市議会全員協議会に、配布された資料のすべて ・取手駅東口エレベーターなど新設に関する調査検討	全部開示
87	平成29年3月14日	市長	子育て支援課	(仮称)取手市取手東部保育所・地域子育て支援センター新築工事設計業務に係る公募型プロポーザル最適業者⑥技術提案書(様式6-1.6-2)	部分開示 (個人情報)
88	平成29年3月21日	市長	政策推進課	1. 最新の「市民アンケート」回答のうち「自由意見」の内容がわかる文書のすべて 2. 前記「自由意見」に対し、各所轄がどのように対応したか(または、回答したか)がわかる文書のすべて	不開示 (文書不存在)
89	平成29年3月24日	市長	政策推進課	最新の「市民アンケート」質問内容と、それに対する回答すべての開示	全部開示

※1 受付番号の2, 25, 26, 27, 43, 58及び59については、申出により取下げとなったものです。

※2 個人情報等の権利利益を害するおそれがあるものについては、伏せ字で表記されています。

※3 「情報の内容」の欄は、開示請求者からの請求内容を上記の「※2」以外の部分は原本のとおり転記しています。